

事業課題 4

環境問題への配慮の徹底および環境問題対応への積極的貢献

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)	2006 (18年度)		2007 (19年度)
						計画	実績	計画
開発途上国における環境保全・改善プロジェクトの促進	(指標1) 環境保全・改善効果が期待される出融資保証承諾プロジェクト数の割合	12%	12%	19%	17%	19%	18%	20%
出融資保証案件における環境配慮の徹底および環境保全・改善を目的とした外部への働きかけ								
評価結果								

○ : 優れた取り組みがなされたと評価します。 △ : 良好な取り組みがなされたと評価します。 ○ : 今後の取り組みに留意が必要です。
 - : 外部環境の変化等により評価不能。

() (指標1)については2005年度までは案件数の割合を、2006年度はプロジェクト数の割合を、実績値、計画値として計上。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

開発途上国における環境保全・改善プロジェクトの促進

- ・ (指標1)については、計画をほぼ達成しました。具体的には以下のような取り組みがありました。
 - インドネシアの水力発電所建設事業は、アチェ州に水力発電所及び関連送配電施設等を建設することにより、被災地の電力需給逼迫の緩和及び供給の安定性を図り、投資環境の改善を通じた地域経済の発展、同州の復旧・復興、更に再生可能エネルギー利用による地球環境負荷軽減に寄与するものです。
 - 中国のコージェネレーション(大規模集中型発電・熱供給)事業に対する融資では、石炭の高効率燃焼及び環境汚染物質の低排出を可能とする循環流動床ボイラによるコージェネレーション設備が建設・運営されます。日本国内で降る酸性雨の原因物質の多くは、中国(特に東北部)からの飛来物に起因するとされていることから、本事業による汚染物質の排出削減は、日本にとっても、酸性雨の緩和による環境改善効果が期待されるものです。
 - 中国向け円借款では、2006年度に供与された17案件のうち、環境保全対策事業は14件(総額の約89%)に上りました。具体的には、上下水道施設の整備、大気汚染源である既存の小型石炭ボイラーの代替による大気保全、集中型熱供給施設および下水道施設整備を行う総合的環境対策、土壌流出の抑制・洪水緩和を図る植林事業を支援しました(32頁、事例紹介参照)。
 - エジプトの環境汚染軽減事業は、人口・産業の集中する大カイロ首都圏の環境汚染が深刻なところ、同国の仲介金融機関を通じて、企業の環境改善設備導入のための資金を供与し、工場からの汚染物

質の排出削減と地域の環境改善を支援するものです。

- 中国、ベトナム、スリランカ、インド、モロッコ等向けに、住民の衛生環境の改善に資する上下水道施設の整備事業に対する支援は大幅に増加しました(2005年度7件、2006年度16件)。
- ヨルダンの天然ガス焚き複合火力発電事業やブルガリアの風力発電事業へ融資し、クリーンエネルギーへの転換を支援しました。特にブルガリアの風力発電事業は、日本企業からの投資及び技術提供を伴う温室効果ガス削減型の共同実施(JI)(注1)案件を組成するためのファイナンス(アンダーライティングファイナンス(注2)であり、JI案件としてブルガリア政府の認証を受ければ、日本企業が実施する初のJI案件となります。

(注1) 共同実施(JI): 京都メカニズムの手法の一つで、温室効果ガス排出量削減の数量目標が設定されている先進国同士が協力して、先進国内において排出削減(又は吸収増大)のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(または吸収増大量)に基づいたクレジットを自国の排出量削減に用いる制度。

(注2) アンダーライティングファイナンス: 分野として歴史が浅いクリーンメカニズム(CDM)/JI案件に対して、案件組成を支援するために、公的融資及び保険の形で資金調達の支援を行うもの。

< 事例紹介 > 中国環境保全事業 (中国)

本行は2006年度に、中華人民共和国の環境保全対策事業に対して14件の円借款を供与しました。水質保全対策では、雲南省昆明市、黒龍江省ハルビン市、広西チワン族自治区玉林市、寧夏回族自治区、四川省における上下水道施設の整備、大気保全対策では、内蒙古自治区フフホト市の大気汚染源である既存の小型石炭ボイラーの集中型熱供給施設への代替を支援しました。また、総合的環境対策として、貴州省における植林、上水道整備、衛生状態改善、廃棄物処理施設整備を、吉林省吉林市における集中型熱供給施設および下水道施設整備を、更に新疆ウイグル自治区における上水道施設、下水道施設、および集中熱供給施設の整備を支援しました。森林の劣化、土砂流出に起因する洪水などの自然災害の深刻な河南省や吉林省においては、植林事業により土壌流出の抑制・洪水緩和を図っています。

本行が支援するこれらの環境保全対策事業では、我が国の経験や知見を活かし、中国において日本の顔の見える援助となるよう、案件形成の段階から日本の地方自治体や大学等との連携が図られており、協力協定や友好都市提携等に基づいて、山形市、宮城県、新潟県、島根県、岡崎市、藤沢市、大阪市、北九州市、信州大学、京都大学、島根大学、山口大学などからの知見・経験の紹介や提言が行われます。

出融資保証案件における環境配慮の徹底および環境保全・改善を目的とした外部への働きかけ

- ・ 本行は「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(以下、環境ガイドライン)に基づいて、プロジェクト実施主体による環境社会配慮が適切になされていることを確認しています。環境ガイドラインは、地域住民の参加の促進と対話の重視、環境社会配慮確認、積極的な情報公開、を大きな特長としています。
- ・ 環境配慮の徹底および環境保全・改善を目的とした外部への働きかけとして、以下のような取り組みを行いました。

- 中国では、中国国家環境保護総局との共催で「中国環境円借款評価セミナー」を北京で開催し、2005年に京都大学に委託して実施された「中国環境円借款貢献度評価にかかる調査」の結果を中国側にフィードバックしました。
- インドネシアでは、「電力セクターにおける環境配慮/管理能力審査に係る調査」を実施し、日本の電力会社における実態と比較しつつその実施能力を評価分析しました。調査過程で確認された問題点等について、その改善策などを提案し、実施機関側の一層の能力向上を図りました(事例紹介参照)。
- アジア輸銀フォーラムの一環として、「融資に際しての環境社会配慮」をテーマとする第4回トレーニングプログラムを、タイ輸出入銀行とバンコクで共催しました。プログラムには、本行の環境ガイドラインにかかる研修のほか、本行が融資した火力発電所の視察や環境配慮の状況確認などが盛り込まれました。

<事例紹介> 「電力セクターにおける環境配慮/管理能力審査に係る調査」
(インドネシア)

本行では、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」にて「プロジェクト実施主体者や相手国政府の準備状況、経験、実施能力、資金の確保状況、外的不安定要因等に照らし、環境社会配慮が融資等の決定後も適切に実行されうるかどうかを確認する」と規定しており、事業実施後の事業実施主体等による適切な環境配慮/管理を確保する上で、環境審査時に実施機関等の環境配慮/管理能力を確認することを重視しています。一方、世界銀行(WB)やアジア開発銀行(ADB)等国际機関は、「借入国システムの利用」の導入を検討しプロジェクト関係者の環境配慮/管理能力向上支援を強化しています。

このような状況の中、本行としても日本の環境配慮/管理体制の現状やWB/ADBの審査方法論などをふまえつつ、今後より一層実施機関等の環境配慮/管理能力審査に係るノウハウの整理・蓄積を行う必要があると認識しており、インドネシアの電力セクターを対象に実施機関の環境配慮/管理能力のレビュー・分析をパイロット的に実施するとともに、日本や他ドナーの状況をふまえて環境審査担当者が環境配慮/管理能力を審査する際の着眼点を提案するため、「電力セクターにおける環境配慮/管理能力審査に係る調査」を企画しました。

本調査の結果、問題点が指摘された発電所に対しては、安全設備や職員の研修やマネジメントなどに関する改善策が具体的に提言されました。

本調査は、今後の実施機関の環境配慮/管理能力の審査を一層充実させるための着眼点を提案してゆくモデルケースとなるものです。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・ 出融資保証承諾案件以外にも、環境保全・改善プロジェクトの推進および環境配慮の徹底を図るために、以下の取り組みを行いました。

- 2006年10月1日、海外における環境改善事業や本邦企業の省エネ・新エネ技術の海外展開等の支援のため、環境ビジネス支援室(Environment Finance Engineering Department)を新設しました。本行は、日本企業の環境技術や経験を海外で活用し、環境改善事業を通じて国際的な貢献を図ることを基本方針の一つと定めており、環境改善や資源供給安定化事業への融資のみならず、日本初の排出権買取ファンドである日本温暖化ガス削減基金・カーボンファイナンス株式会社を通じた排出権購入に対する協力など積極的に取り組んでいます。同室の設置により、これまで以上に温室効果ガス削減や資源利用効率化をはじめとした環境改善事業の促進へ貢献するものです。
- 京都メカニズムの普及を図るために、多数のセミナーやワークショップを開催するとともに多くの会合に参加しました。例えば、ドイツで開催された「第3回 CARBON EXPO」に参加し、本行はグリーン投資・共同実施の公式セッションでパネリストを務めたほか、2005年度に引き続き会場内にブースを出展し、日本型ビジネスモデルの紹介や温暖化ガス削減プロジェクトのための融資相談を多くの関係者と行いました。また、10月に北京で開催されたアジア初のカーボンエキスポ「CARBON EXPO ASIA」では、世界銀行、アジア開発銀行及び中国政府のパートナーとして本行も共催しました。
- クリーン開発メカニズム(CDM)関連では、エジプト「ザファラーナ風力発電事業」をCDM事業登録するにあたって必要となる有効化審査等に関する調査を行いました(本調査結果を踏まえ、気候変動枠組条約事務局へプロジェクトの登録申請を行い、2007年6月にODA事業では初めてのCDM事業として承認されました)。
- 温室効果ガス削減事業の実施促進に向けて、2006年度に中国、スリランカやエルサルバドル等の政府・政府機関及びタイ、マレーシア、インドの商業銀行等とCDMに関する業務協力協定を11件締結し、開発途上国における環境保全・改善プロジェクトを促進するための枠組を広げました。
- 札幌で日本貿易振興機構(JETRO)及び新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)との共催で、排出権ビジネスについて説明するセミナーを開催しました。
- 2006年7月のG8サミットで「エネルギー安全保障、経済成長および環境(3E's)」が議論されました。これに向けた市場メカニズム活用の重要性、エネルギー効率改善の国別目標設定・ベストプラクティス共有、クリーンエネルギー開発のための世界銀行による新たな投資枠組み制度の創設等について、10月に英国大使館、経済産業省を迎えて「気候変動問題とエネルギー安全保障の最新動向」と題し、本行にてセミナーを開催しました。
- 排出権市場創設の一助として、2006年3月「排出権の円滑な管理のための信託機能の活用」セミナーを本行にて開催し、排出権の円滑な管理のための信託機能の有効性及びその課題について、背景(排出権市場の最新動向)、信託制度面、法制面、税務・会計面からの説明を本行及び本件検討に当たり協力を得た信託銀行、法律事務所、税理士・監査法人よりそれぞれ行いました。参加者からの意見を踏まえながら、本セミナーは信託契約書の標準フォームを作成・発表するなど、継続開催されています。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への優れた取り組みがなされたと評価します。
- ・ 環境保全・改善に資する事業への直接的な支援を推進すると同時に、事業効果を一層高めるための受益者、及び一般市民等への環境教育の強化、更に NGO や地域市民団体との連携強化によるきめ細かな環境配慮の強化や、排出権市場の創設支援等の事業環境整備のための貢献を図ることが今後も重要です。